

アーバンスポーツイベント等業務委託仕様書

1 業務名

アーバンスポーツイベント等業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

3 事業の目的

東京 2020 オリンピックのアーバンスポーツ種目で日本人がメダルを獲得すること等により、近年、アーバンスポーツへの注目が高まっている。

熊本県スポーツツーリズム推進戦略においても、将来性の高いスポーツ大会・イベントの誘致として、アーバンスポーツの積極的誘致を掲げており、他県に先駆け、アーバンスポーツを活かした誘客活動を展開することとしている。

このため、本業務委託により、アーバンスポーツの普及・振興を図ることで、本県の新たな観光・誘客資源として確立に向けた取組みを進めることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) アーバンスポーツイベントの開催

イベントの開催日、開催場所及び開催内容については、以下のとおり想定するが、提案内容及び協議により決定するものとする。

① イベント開催日時

令和7年2月22日（土）、23日（日）を含む2日程度開催すること。

② イベント開催場所

菊陽町総合体育館駐車場及び菊陽町杉並木公園周辺（菊陽町大字原水）

③ イベント内容

- ・ 2～3種類程度のアーバンスポーツ（スケートボードやBMX、パルクール等）の体験イベントを開催すること。
- ・ スケートボードの大会（種目：ストリート）を開催すること。
- ・ 参加者を集める具体的施策を提案すること。
- ・ 多くの県民にアーバンスポーツを知ってもらえるイベントとすること。
- ・ アーバンスポーツが誘客となるイベントとすること。
- ・ 熊本県ならではの特色をつくること。
- ・ 菊陽町等の周辺市町村とも調整し、アーバンスポーツイベント以外の盛り上げ施策の実施に努め、KPIの集客数達成を目指すこと。

④ 集客数の把握について

- ・ イベントの参加者数や属性が把握できるような仕組みとすること。

⑤ イベントのKPIについて

- ・ 2日程度開催で8千人以上の集客を目指すこと。

⑥アドバイザー（有識者）について

- ・アーバンスポーツイベント（特にスケートボードの大会）を開催するにあたり、有識者からのアドバイスを受けること。
ただし、アドバイザー（有識者）との調整等については受託者で行うものとする。
- ・アドバイザー（有識者）との打合せについては、委託者も同席の上行うこと。

⑦その他

- ・その他誘客に繋がる企画を提案すること。

◇全体運営について

- ①イベント運営及び会場・設備等の準備、撤収を行うこと。
- ②イベント実施に係る一切の法的手続（建築関係、消防関係等）を行うとともに、必要な申請等について適切に調整・対応すること。
- ③会場の使用にかかる申請、その他調整等を行うこと。
- ④会場内や会場周辺、駐車場、駐輪場において、来場者等の安全について配慮の上、その安全を確保し、混雑時の対策を行うこと。
- ⑤火災、事件、事故、急病、負傷等の緊急対応体制をとり、関係者に共有すること。
- ⑥雨天時のイベント対応にかかる必要物品等の検討、手配、設置を行うこと。
- ⑦イベントの実施スケジュールを作成の上、受託者へ提出すること。

(2) 広報について

- ・県内外からの誘客を図るイベントとするため、Twitter等のSNSの活用、マスメディアのパブリシティ活動による情報発信など効果的に広報できる手段について提案すること。
- ・本イベントについて関心を持ってもらえるように、県内外への的確な広報展開を行うこと。
- ・広報については、以下のロゴも活用すること。



(3) イベントの検証について

- ・イベントを通して、本県におけるアーバンスポーツイベントによる誘客を行うための大会参加者及び来場者等の分析、課題整理や検証を行うこと。

5 成果品の納入

(1) 納品物

①実績報告書

正副本1部ずつ及び電子データ（CD-ROM1枚）

なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって観光企画課に帰属するものとする。

※イラスト、図・表等を実績報告書を使用している場合は、編集可能な元データも併せて納品するものとする。

②イベントの記録

写真データ（CD-ROM1枚）

③広報実績報告書

- ・ 広報の実績を提出すること。
 - ・ 掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWeb情報、SNS、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書（正副本1部ずつ）。
- なお、テレビ等での放送動画については、電子データ（CD-ROM1枚）で提出すること。

④イベントの検証結果報告書

正副本1部ずつ及び電子データ（CD-ROM1枚）

(2) 納入期限

①～③について：令和7年3月28日（金）

④について：令和7年3月14日（金）

(3) 納入場所

くまもっと旅スポコミッション（熊本県観光企画課内）

6 業務完了報告書の提出について

- (1) 業務が完了した際は、委託者に対し、令和7年3月28日（金）までに業務完了報告書（様式第8号）提出すること。
- (2) 受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払請求書を委託者に提出しなければならない。

7 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当

該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、委託者の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により委託者に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者(受託者に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、委託者が受託者に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受託者は、委託者に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。また、受託者が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 受託者は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 委託者は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 委託者は、必要があると認めるときは、受託者における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 委託者は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 委託者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。